

## IAEA 閣僚会議に対する報告書に係る記者会見

日時：平成23年6月7日（火）21：00～22：19

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野総理大臣補佐官、広瀬参与（内閣府）、西山審議官、山本原子力  
発電検査課長、大村電力安全課長（原子力安全・保安院）

\* 文中敬称略

### ○司会

お待たせいたしました。ただ今から記者会見を始めさせていただきます。皆さま方も御承知のように、原子力災害対策本部が本日19時から開かれておりまして、その場でお手元にございます資料でございますが、原子力安全に関するIAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書が決定されているところでございます。細野豪志内閣総理大臣補佐官より、これについて御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

### ○細野補佐官

大変遅い時間の会見にお付き合いをいただきまして、ありがとうございます。今日、原子力災害対策本部がございまして、IAEA に対する報告書が発表されましたので、皆さんにも御報告をさせていただきたいと思っております。原災本部の決定だったものですから、やはり官邸で会見を1番初めにやるべきだという見解もございましたものですから、遅くなってしまいましたことをおわび申し上げたいと思っております。このIAEAの報告書でございますけれども、5月6日の原災本部の会合におきまして報告書のとりまとめを作業チームでスタートするという指示がございました。それから約1ヶ月でございますが、関係者が度々集まりまして、4人の専門家の方からも御意見をいただいて、最終的に本日の報告書を作成という形になりました。今日、もう既に英文の資料をIAEAに送付をしております。20日の閣僚会合に向けてそれぞれの関係国、参加国に対して、IAEAから報告書が送付されるという形になります。したがって、20日のIAEAの会合では日本が提出した報告書と、IAEA自身が調査団を派遣して作成する報告書、その2つの報告書が題材になるということでございます。今日は750ページにわたります本文の資料は、大部になるものですからお配りできておりません。ホームページで既にダウンロードできる状況になっておりますので、全体の報告書は是非ホームページからネット上で御覧をいただくか、若しくはダウンロードをした上で印刷をして御覧をいただければと思います。皆さんのお

手元には概要版をお配りしておりますので、その概要版に基づいて報告をさせていただきますと思います。1ページ、この報告書は13の章で成り立っております。まず「はじめに」で報告書の作成における経緯を書いております。第2パラグラフで書いておりますとおり、今回の原子力災害というのは地震と津波という自然災害と並行して起こることによりまして、我が国にとっては極めて厳しい事態になったことを指摘しております。そうした厳しい事態であったということではありますけれども、結果といたしまして放射性物質の排出という面において、世界の皆さんに不安を与える結果になったことをおわびすることを、この「はじめに」で書いてございます。次に、報告書の調査対象とする範囲でございますけれども、2ページの第3段落に書いてございますが、この報告書では原子力の安全と原子力防災に関する技術的な事項を中心に上げる形となっております。今日、検証委員会がスタートいたしました。政府全体の様々な責任などについては、実際に限られた期間でございましたので、政府関係者のヒアリングなどはこの調査報告書で行うことができておりませんので、そこは検証委員会で行っていただいた上で、政府全体の責任については検証委員会の中で最終的には結果を出していただくことになろうかと思っております。もちろん、この報告書自体も検証委員会の対象となることも併せて書かせていただいております。そうした原子力安全と防災の技術的な事項を中心にとりまとめられた報告書ではありますけれども、検証自体は極めて厳しく、更にはできる限り客観的に書かせていただいたつもりでございます。中身に入りますけれども、この報告書の主な内容として、恐らく中心的な部分になりますのは4章でございますので、5ページを御覧ください。ここでは事故の発生と進展について、本文は極めて詳しく、既に分かっていることについては基本的には全てのデータを4章には載せておりまして、時系列の動きであるとか解析の結果、昨日ここでも報告をいたしましたけれども、そこも含めて詳細な事故の発生と進展についてということで、中身をこの中で書いております。詳細を御説明する時間がないので、1号機についてのみ簡潔に要点を御紹介したいと思います。8ページに書かれておりますとおり1号機の電源喪失の経緯、原子炉の冷却の経緯、更には炉心の状態、水素爆発の経緯、冷却水の漏えいなど、それぞれについて書かれております。特にこの会見でも何度も話題となってまいりました海水注水をめぐりましては、8ページの下から7～6行目辺り、19時04分に消火系ラインを用いて海水注水を開始されたこと。その一方で海水注水をめぐっては、政府と東京電力本店との間で連絡・指揮系統の混乱が見られたが、福島第一原子力発電所の所長の判断で海水注水は継続されたという書き方をここではしております。炉心の状態でございますけれども、9ページの上のパラグラフの部分でございますが、3月11日17時頃に燃料が露出し、その後、

炉心溶融が開始したという解析の結果を出しております。そして現時点では原子炉圧力容器の底部が損傷し、その溶融した燃料、炉心溶融というのはコアメルトという訳をしておりますが、その燃料の一部が格納容器のドライウェルフロアに落下して、堆積している可能性があるという書き方になっております。これはこの間の解析の結果を反映したものでございます。19 ページ、IAEA から日本側へ要請をされた報告事項の中に、放射性被ばくの状況について項目がございました。そこでこの報告書の中では被ばくの状況についても、かなりのページ数を割いて分析しております。特に皆さんに御報告を申し上げたいと思っておりますのは、7章の第3パラグラフ、放射線業務従事者の被ばく状況でございましたけれども、現在内部被ばくの測定が行われておりまして、この測定が非常に遅れております。遅れた中で恐らく2人は既に250mSvを超えているだろうという、おおよその見込みを皆さんに発表させていただいております。ただ、まだこの内部被ばくの測定自体は半分程度の方が行っておりませんし、行われた半分の方々も詳細な分析には至っておりません。したがって、これからも内部被ばくを含めた被ばく線量が250mSvを超える可能性のある方が、一定数存在することをここで指摘をする形になっております。INESの評価について、事故に関するコミュニケーションの部門で21ページに書いてございます。このINESの評価は11日以降レベル3、レベル4、更にはレベル5と比較的早い段階で評価が行われたわけですが、事故からほぼ1ヶ月経った4月12日になってレベル7ということで発表いたしました。22ページの1番上のところで書いてございますけれども、3報から4報まで長期間時間が経過をしたこと、そしてその中でINESの暫定評価については、もっと迅速かつ的確に対応できたのではないかとこのことを指摘しております。11章でその他の原子力発電所における対応ということで、24ページに中部電力の浜岡原子力発電所についても経過を記述しております。もう1つ、この報告書の大きな柱となってまいりますのは、12章の現在までに得られた事故の教訓という章でございまして、この教訓は5つのグループに分かれておりまして、まず第1グループはシビアアクシデントの防止策の強化、つまり厳しい事故に陥ることを防止できた何らかの手段がなかったのかということについて、幾つか指摘をしております。これは順番は優先順位として私どもが付けたものに基づいて書かれておりますので、そこも含めて御紹介を申し上げたいと思っております。1番初めに書いてございますのが、地震・津波への対策の強化でございまして、地震による発電所の損害につきましては、4ページに戻っていただくと上から2段落目の下の部分ですね、「原子炉施設の安全上重要な設備や機器については、現在までのところ地震による大きな損壊は確認されていない。その一方、詳細な状況についてはまだ不明であり更なる調査が必要である」と書いてございます。具体的には3号機のところで高圧注

水系の配管のリークの可能性が東京電力から指摘をされておりますので、そのことを示してここではこういう書き方になっております。25 ページの地震・津波の章に戻っていただいて、そうした地震については評価をする一方で、津波については極めて対策が不十分であったということを指摘し、その対策について最重要項目として掲げてございます。2 番の項目といたしまして、電源の確保について。更には 3 番目で原子炉及び格納容器の冷却。そして 4 番目では使用済燃料プールの冷却機能の確保について、それぞれ指摘をする形になっております。これらの項目は何度も記者会見でも皆さんの方から問題提起もされてきたところでございますし、対応も様々これまでも検討されてきた経緯がございますので、詳細な説明は省かせていただきます。それらを総括する形で 5 番目のアクシデントマネジメント対策の徹底という部分は、極めて重要だと考えております。電源であるとか冷却機能の確保などにおいて、我が国のアクシデントマネジメント対策は十分な機能をしてまいりませんでした。その背景といたしまして、我が国のアクシデントマネジメントに関わる指針は TMI であるとかチェルノブイリの事故を受けまして、1992 年に策定をされております。ただ、その後 20 年近くにわたりまして 1 度も見直しされることなく、充実強化も図られてまいりませんでした。そして、このアクシデントマネジメントのマニュアルというものは、それぞれの事業者の自主保安ということで任されておりました。この点は米国であるとかフランスなども法規制によるものと性質が全く異なります。これらを法規制化して、しっかりと見直していくべきであるということを書かせていただいております。次に第 2 グループについて、28 ページの 9 番でございますけれども、この第 2 グループではアクシデントマネジメントへの対応策の強化ということで、その最重要項目として水素爆発の防止対策ということで書いてあります。3 月 12 日に 1 号機の水素爆発が起こって以来、3 号機、4 号機と数日後に水素爆発が起こるという事態の進展をみました。これが現場の作業を極めて困難にし、事故の対応を極めて厳しいものにしていくと考えております。残念ながら 1 号機で水素爆発が発生をしてから、ほとんど有効な手立てがとられることなく、何らかの方法がないだろうかということについては、東京電力も政府も全力で考えたわけでございますが、そうした手立てなく水素爆発に至ってしまいました。これまでの発電所というのは、中に放射性物質を閉じ込めるということに重点が置かれておりました。大きな災害があったときにそれを逃すという取組みがほとんど考慮されてまいりませんでした。建屋については特にその傾向が顕著でございます。そこで、こうした水素を逃すことができるような設備の整備が必要だということをご提案しております。同じく格納容器のベントシステムについても、このシステム自体の独立性であるとか、更には操作性の問題があったということで、同じく放射性物質を

逃がすという観点から問題点を指摘しております。12番でございますが、事故時の放射線被ばくの管理体制について問題点を指摘しております。事故の直後、個人線量計が不足をして1人1つ線量計を持つことができなかったという状況、更には内部被ばくの調査が遅れたという状況、様々な状況からしてこの点については多くの課題が残っているということでございます。第3の教訓グループ16番でございますが、ここでは冒頭でも指摘をいたしましたけれども、自然災害と原子力災害が並行して起こった場合の対策の不備を指摘しております。17番環境モニタリングの強化でございますが、この点については緊急時の環境モニタリングの責任を、これまでは地方自治体という形で整理をまいりました。しかし、この整理では、今回の事故のような壊滅的な打撃を自治体が受けた場合には、このモニタリングが適切に機能いたしませんし、現実問題として多くの課題を今回、明らかにいたしました。16日以降は文部科学省を中心にモニタリングが行われておりますが、その16日以降もモニタリングについては多くの課題を残したものと考えております。そこで、緊急時においては国が責任を持って環境モニタリングを、确实かつ計画的に実施する体制を構築することを教訓の中で書いてございます。18番ですが、中央と現地の関係機関等の役割の明確化を教訓で示しております。具体的には原子力災害対策本部と現地対策本部との関係、更には東京電力の本店と現場の発電所の関係、その役割分担がどういったものであったのかということについて十分な整理が、特に初期の段階については行われておりませんでした。そこを明確にすべきだということを提案しております。19番で事故に関するコミュニケーションの強化について書いてございます。これまで官房長官を中心に事故の状況を皆さんにお知らせしてまいりましたし、この統合会見でもできる限り皆さんに情報をお伝えする努力をまいりました。ただ、それらの情報提供は、できるだけ正確な情報を皆さんに迅速に提供することを目標としてまいりまして、32ページの3行目以降で書いてございますけれども、リスクの見通しについては十分示すことができませんでした。その結果として、むしろ今後の見通しについて皆さんに不安を与える部分があったのではないかと指摘しております。20番各国からの支援の状況でございますが、様々な諸外国から今回、援助の手を差し伸べていただいたわけでございますけれども、特に国内のニーズに結び付けていく政府での体制が初期においては整っていませんでしたので、十分な対応ができなかったことを指摘しております。また、情報提供という意味においても低レベルの汚染水の海水への放出については、特に近隣国への事前の通知が行われませんで、大変皆さんに御心配をおかけした。このことを指摘しております。21番SPEEDIでございますが、こちらは放出源情報が得られなかったということもございまして、十分な機能を果たさず、また、公表も遅れてまいりました。具

体的には4行目に書いてございますけれども、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向を予測することができておったわけですから、そうしたことを避難行動の参考等に本来活用すべきではあったのではないかと指摘しております。次に安全確保の基盤強化ということで23番、安全規制の行政体制の強化について申し上げます。特にここで強調させていただきたいのは、原子力安全・保安院を経済産業省から独立をさせるという方向を明確に示していることであります。また、そうした体制の強化におきましては、原子力安全委員会やモニタリングを行う文部科学省などの組織の見直しの検討も同時に行っていく必要があります。34ページの最後の部分です、28番安全文化の徹底ということで、この教訓を閉めております。原子力安全をめぐるまはては専門家を中心に、本当の意味での安全性の検証が行われてきたのかということについて、やはり疑問がございます。そうした安全文化をもう1度徹底させるということ、全体を通じて確認する必要があるだろうということで最後に書いてございます。これら28項目全体を通して言うならば、13章の結びの第3パラグラフの1番最後に書いてございますが、これらの教訓を踏まえ、今後我が国は原子力安全対策の根本的な見直しが不可避であるとの認識を最後に示しております。なお、結びの中では2パラグラフ目に、特に事故の現場では作業に従事する人が極めて厳しい環境の中で収束に懸命に取り組んでおられますので、政府としてはそれを全力で後押しすることを書いてございます。最後に36ページを御覧いただいて、これらの安全対策を行うということになると、現実にはコストがかかります。それらのコストを明らかにする中で原子力発電の在り方についても今後、国民的な議論を行っていく必要があるという認識を示しております。以上、私の方からは報告書の概要ということで御報告申し上げます。

#### ○司会

ありがとうございました。それでは、お手元にあと2つ、原子力安全・保安院のプレス発表資料があると思います。これにつきまして原子力安全・保安院の方から御説明します。

#### ○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の西山でございます。細野補佐官がおっしゃったことに関連で1つ補足的なこと、もう1つ、それに関連することについて手短かに報告を申し上げます。まず皆さまのお手元に今、細野補佐官が御説明になったことに関連して福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対策についてということ、これは今、細野補佐官が説明された教訓のところを踏まえて、実際に対策をどう実行していくのかということのメニューを書いたものでござ

います。それに関連いたしまして、お配りしてある資料の1つが「平成23年東京電力株式会社事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について」という2枚紙がございます。これを御覧いただきたいと思っております。今回の福島の事故を踏まえまして、各電気事業者には緊急安全対策をとっていただいております。これで電源が失われ、冷却機能が失われたときでも、シビアアクシデントを防ぐための対策というのを今とっていただいております。これは原子力安全・保安院も確認をいたしまして、大臣からしっかりできているということを表示しております。今回この紙に書いておりますのは、実際にそのシビアアクシデントが起こってしまった場合でも対応ができるように、そういう措置をとってもらいたいということを追加的な緊急安全対策的なものとして指示したものでございます。その内容はこの紙をめくっていただいて2枚目の表紙に書いてあります記にありますけれども、実際にシビアアクシデントが起こってしまったときに、それをいかに今回の福島のような形にならないように防いでいくかということでありまして、1つの例が中央制御室の作業環境をちゃんと確保するとか、発電所の通信手段を確保する。更には高線量の事態が起こっても、そこに防護しながら作業ができるようなものを整備しておく、水素の爆発の防止対策をする、瓦れき撤去用の重機を配備するといったことについて至急に対応していただき、その結果を本年6月14日までに、その実施状況について、全て完結することは難しいと思っておりますけれども、報告していただくというものでございます。これを本日、既に各電気事業者に発出いたしました。もう1つの方は、これは原子力発電所も電気設備でありますので、原子力発電所とか再処理施設について外部電源の信頼性の確保などについての実施状況を、以前に報告書として徴収いたしました。その内容について保安院が評価したものが書いてありますので、これについては後ほど御参照いただきたいと思っております。今日は時間の関係でその内容について説明することは省略いたしますけれども、1点だけこの1枚目の裏側を御覧いただきたいと思っております。東京電力の福島第一原子力発電所におきまして観測された地震観測記録の分析結果を踏まえますと、地震によりまして開閉所などといったスイッチのところの電気設備が機能不全となるといったことにつながる倒壊、倒れたり損傷などが発生する可能性があるということが分かっております。それについて各電気事業者に対して自らのところでそういうことがないかどうかチェックし、その評価を踏まえて必要なら対策を策定して、それを7月7日までに保安院に報告するように指示しております。こういったことについて別添3という指示文書を出しておりますので、このことについても報告を申し上げます。時間が限られておりますので、後ほどもし必要があれば説明を申し上げますので、以上で私のコメントを終わらせていただきます。どうもありがと

うございました。

○司会

ありがとうございました。それでは、ただ今から質疑に入りたいと思いますが、質疑でございますけれども、10 時頃までと予定しておりますので、是非コンパクトに、でき得ればお 1 人様 1 つ、2 つぐらいの御質問で、たくさんの方に質問いただけるように御配慮いただければと思います。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

<質疑応答>

○アエラ編集部 大鹿

Q：アエラ編集部の大鹿です。細野さん、若しくは西山さんどちらかにお尋ねしたいんですが、細かいことで恐縮なんですけれども、1号機は3月11日17時頃に原子炉水位の低下により燃料が露出と9ページの上の方に書いてありますが、因果関係で言うと8ページにある非常用復水器の手動操作があったものとみられると書いてある。これによって燃料が露出したと理解してよろしいのでしょうか。それが1点と、語尾が「みられる」というふうに断定をされた表現になっているのはなぜなのかという点を併せて伺いたいのですが、そこは十分に調査が行き届いていないということなんですか。

A：（細野補佐官）全体が解析で分析をした結果でございますが、非常用復水器がどういった形で作動していたかどうかも含めて、まだ全て解明し切っているわけではございませんので、そういうことでこういう書き方になっております。本文を見ていただくと1番分ると思うんですけれども、4章の36ページ以降でそこが書いてございますので、詳しくは是非そこを御覧いただきたいんですが、時系列としては今、大鹿さんがおっしゃったとおりの順番になります。ただ、因果関係としてどうかというと、そこはマニュアルどおりに止められていたということでございますので、水がそれで確かに入らなくなっていて、その後、炉心溶融が起こったということでございますので、直接の因果関係と言えるかどうかというのは、今の時点で分かっていること全て正確に事実を書いておりますので、そこからまだ十分に解析をし切れていない部分があると思います。

Q：それはどなたか作業員が行って、止めたという証言なり何なりをとっているということではないのでしょうか。及びここにある手順書というのはシビアアクシデントのマニュアルということなんですか。



A：（細野補佐官）そこまではやっていないんです。非常用復水の復水器というのは、その後も何度か作動した記録というのが残っておりまして、恐らくそれは手動でなされただろうというところまでは分析をしています。ただ、それが誰によってどういうふうになされたかというところまでは、聞き取り調査をまだ行うことができていません。

Q：くどくてすみません。手動で何度か動いた形跡があるというのは、開けたり閉めたりということが頻繁に行われたということなんですか。

A：（細野補佐官）そのとおりです。

Q：分かりました。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌ファクタの宮嶋といいます。本文を見ていないので分からないのですが、1点目は外部有識者の方の参考の意見を聞いたと書いてありますが、この中にリスクマネジメントの専門家ですとか、そういう方の意見は聞いておられるのかどうか。それが1点です。もう1点は、1番疑問に思うのは例えば32ページ、細野さんの御指摘があった国民への情報公表という点については「リスクの見通しまで十分に示してこなかった」と書いてあるのですが、これは世界に対してもそうだと思うんですが、基本的にリスクを過小評価してレベル7に行ってみたり、メルトダウンが1ヶ月認めるのが遅れたり、例えば現地の方がこの文書を見ても実感と違うと思うんです。だから基本的にリスクを過小評価しているのではないか。多分外部の専門家ですリスクマネジメントのことをやっている方がおられたら、その部分を指摘すると思うし、世界がそう見ていると思うんですけれども、この辺のところは理解できないのですが。

A：（細野補佐官）外部有識者4名の方に入っているんですが、その中で防災工学の専門家の片山恒雄先生、更には安全工学の専門家の北村正晴先生、それぞれ御意見をいただいております、正にこういうリスクマネジメントの専門家から様々なアドバイスをいただきました。そういった皆さんからの指摘も踏まえて、こういう書き方にしているんです。政府として非常に悩ましいのは、それこそいい加減な情報を出すことができませんので、正確に分かったデータをできるだけ迅速に公表することが必要なわけです。分か

ったデータを基に当然解析をして、皆さんにその事実がこうであろうということをお知らせする必要があるわけです。そういった意味では正確な事実を中心に公表すること自体は私は間違っていないかと思っています。その一方で、例えば INES の評価にしても、更には炉心溶融の程度にしても、今の時点ではここまでしか分かっていないけれども、こういう可能性もありますよというリスクはお伝えすべきだったのではないかということなんです。ただ、そこを例えば外部のいろんな御意見をお持ちの方と同様に、政府もそう考えますとはなかなか言えないわけです。そういう可能性がありますということをお伝えするということ、政府としてはやるべきだったというのが今回の報告書の評価なんです。過小評価という御批判があるのは分かります。ただ、事実がデータや解析に基づいて分からない中で、政府がむやみに過大評価することはできませんから、そこは政府の側からするとあくまでリスクをどう見るかということで、その部分のしっかりとした皆さんへの見込みの説明が十分ではなかったということで、こういう書き方になっています。

○テレビ朝日 能見

Q：テレビ朝日の能見と申します。細野さんにお伺いしたいのですが、大きく分けて2点お伺いします。1つは今年20日のIAEAの閣僚会合に、日本は原発事故の報告をする際に1～3号機が全てメルトダウンというか、一部の報道でメルトスルーという言い方もされていましたが、そういう報告をすることになるのでしょうか。というのも、各国の政府機関は例えばロシアの原子力公社、アメリカのNRCは事故当初から既にメルトダウンは起きたと認識してしまっていて、今回日本はようやく国際社会に対してメルトダウン、メルトスルーという言い方をしているところもありますが、報告する形となりますが、東電、政府の認識が非常に遅かったのではないかということについてお伺いしたいのが1点。2点目、各国は事故当初から事故の状況などからメルトダウンしていることを判断しているんですけども、なぜここまで遅れたのかの理由についてお伺いしたい。

A：（細野補佐官）IAEAに対して報告書で英文が正式の文書になるんですが、メルトスルーという言葉は使っておりません。いわゆるメルトダウンもそうなんですけれども、必ずしも定義が明確でない言葉を使うことで、いろんな混乱を与えたくないという思いはあるんです。ですから炉心溶融という言葉はコアメルトと訳しています。コアメルトした燃料の一部が落ちている、ドロップしているという表現をここではしています。ですから、先ほどコミュニ

ケーションのやり方として、率直に反省が必要だということを申し上げました、それはあります。ただ、その概念の混乱があるような言葉をここで使うことでまたいろんな意味での皆さんから御心配をいただくことがないようにということで、コアメルトでドロップしたという表現を使ってお知らせをする形をとっております。

Q：もう 1 つ、各国の機関が当初からメルトダウンが起きていたと認識していて、この差ができたことについてもお伺いしたいんですけども。

A：（細野補佐官）炉心の溶融が起こっているであろう、特に始めは燃料の損傷というところから燃料の溶融という言葉を使って、溶けているということ自体は当初から認めていたんです。ただ、メルトダウンという言葉は定義が非常に不明確な言葉でもあって使ってこなかった。もう 1 つ言っていたのは、溶融はしているけれども、程度は分からないと言っていたわけです。本当に分からなかったんです。どれぐらいの時間、水が入らなかったかも分からないし、炉心の解析もまだ行われていませんでしたから分からなかったので、溶融の程度は分かりませんと言いつけてきたわけです。ですからそれ自体は間違った情報発信ではないんです。先ほどの御質問とも重なりますけれども、分かった事実を正確にお伝えするという意味では間違いではなかった。ただ、リスクがあるという意味では炉心が完全に溶融している可能性がありますということ、もう少し早い段階で言っておいた方が、国民の皆さんに正確な情報をむしろお伝えすることになったのではないかとということをお返事を反省しています。

○ニッポン放送 畑中

Q：ニッポン放送の畑中と申します。細野補佐官に改めて伺います。今回の報告書ですけども、とりまとめを総括された立場として、この報告書のできばえといいますか、自己評価をお聞かせいただきたいというのが 1 点。それから、放射線被ばくの状況で内部被ばくを含めた被ばく線量が 250mSv を超える者が一定数出る可能性がある。この一定数という、一定という言葉がどうも最近流行りといいますか、お好きといいますか、そんな感じもしますが、具体的にどれぐらいのイメージを見たらいいのでしょうか。正確な数字はもちろん分からないと思いますが、せめて 2 桁、3 桁というオーダーだけでも分ると幸いです。この一定数というのは英語ではどう訳されていますか。この点をお知らせください。

A : (細野補佐官) 1点目の全体の評価ですけれども、1ヶ月という限られた時間でございましたので、冒頭でも書いてありますが、技術的な評価にとどまった部分があって、政府全体の検証には至っておりません。そういう意味で全てやり切ったという状況ではありません。ただ、IAEAの閣僚会議が20日にありましたので、その前に関係国に配っておくという時間的な制約がありましたので、今日この辺りが期限であろうということで短期間で作業をしてきたということでございます。技術的な評価で言うならば、様々な技術的な指摘がなされておりまして、基本的にはそういう指摘をできる限り包括的に取り入れて、それに応え得るような結果にはしたつもりでございます。もう1つだけ指摘をいたしますと、この検証した調査報告書を出した1番の難しさは、まだ事故が収束をしていないものですから、収束をしていない中で必ずしも正確な情報ではない。更には将来が見通せない中で報告書をつくらなければならなかったという限界があるんです。その点は例えばチェルノブイリの場合は3ヶ月後に報告書が出ている。更にはTMIの場合は7ヶ月後に報告書が出ているのと比較をしても難しさがありました。それらの事故の場合には数日の間で事故が収束をして、その後、検証作業を行う時間があって3ヶ月後、7ヶ月後に出ているんです。この事故の場合には正に進行中ですので、作業が極めて限定をされる中で、何とかここまでの報告書に仕上げたというのは、率直な思いでございます。ですので、そういった意味では十分やり切れなかったという思いと、その中では最善を尽くしたという思いが交錯しておりますけれども、結果として私自身がとりまとめを担当しておりますので、全ての文書全部私は何度も目を通して、書直しも含めてやっておりますものですから、そういった意味では極めて責任は重い。中身が全て満足できるものではないにしても、書かれた報告書については全て私自身が責任を負っているものと考えております。一定数ですが、英語では a certain number of workers になっています、a certain number ですね。これは率直に言って、今ここで人数はどれぐらいと明確に申し上げられるだけの検査ができておりません。およそ半分の方々の検査が行われていて、その中の詳細な調査はまだ十分行われていません。半分の皆さんの検査が行われた中で極めて高い放射線が予測される皆さんについて、恐らく250を超えているだろうということが分かっただけなんです。したがって、検査が終わった皆さんの中でもまだ詳細な検査が終わっていませんから、場合によってはまだ出てくる可能性があります。更に言うならば、残りの半分の皆さんの中にも一定数存在する可能性がありますので、その全体を最終的に総括しないと、全体を計算しないと何名になるかというのは分からないんです。ですから、そこが的確に全て情報として把握できないので、一定数という表現になって

おります。

○ニューヨークタイムズ 鈴木

Q：ニューヨークタイムズの鈴木といいます。よろしく申し上げます。細野補佐官にお伺いしたいんですけれども、2点教えてください。まず1点目なんですけど、5月15日の朝日新聞の記事に書かれていたんですけれども、3月17日行われた自衛隊のヘリで放水した作業なんですけど、記事によるとアメリカ政府から原子力発電所の事故に対する対応を要請されて、それが原因となって放水をしたという記述があったんですけれども、実際に事実関係として背景にそのようなことがあったのかということをお教えいただければと思います。2点目なんですけど、3月17日に行われた自衛隊のヘリの放水なんですけど、実際に効果がどの程度あったと認識しているかを教えてください。よろしく申し上げます。

A：（細野補佐官）報告書と直接必ずしも関係しないことですので簡潔に申し上げますが、もう既に3月16日には自衛隊は空中からのヘリによる放水を試みておりまして、17日はそこでの放水ができなかったという経験も踏まえて入れておりますので、これは日本の政府及び防衛大臣、自衛隊の判断で行われたものです。当時私は米国との協議に、若干実は事前に少し準備をしておりましたので入っておりましたが、米軍からの要請若しくは米国からの要請で、そういうことが行われたという事実はありません。先日も申し上げたんですけど、日本と米国との関係というのは今回いろんな援助はもらったし、いろんな知見はいただきましたけれども、全て日本が独立国として米国に要請をするという形でやっております。それは私は責任者としてやってきましたので、皆さんにこれははっきり申し上げることができませんので、そういう事実はないということです。もう1つは何でしたか。

Q：3月17日に実際に行われた放水の効果なんですけれども。

A：（細野補佐官）放水の効果は、どれぐらい入ったのかということは検証できておりませんが、それから水が入り出したわけなんです。その日は警察の放水車、自衛隊の放水車が行きましたし、現実にはそこからアクションが始まったわけなんです。その全ては3月17日の朝の放水にあったわけなんです。ですから事件のクロノロジー、科学的なクロノロジーは今日お示ししましたような感じなんですけれども、あえて政治的なクロノロジーで言うならば、私は3月17日の放水は極めて大きな事象であると思っております、そこがあったから様々な活動

がうまくいったというぐらい、ターニングポイントとなったと思っています。

○朝日新聞 中川

Q：朝日新聞の中川と申します。細野補佐官にお伺いしたいんですが、36 ページにある「原子力発電の安全確保を含めた現実のコストを明らかにする中で」という表現なんですけれども、こういう表現にされたのはこれまでのコストの捉え方にどういう問題があったという意識なのでしょうか。

A：（細野補佐官）ここで意識をしたことは2つあります。1つは28項目の様々な対策について書く中で、当然それぞれの対策にはコストがかかるわけですから、そのコストを踏まえて原子力発電をどう考えるのかという国民的な議論が必要だろうと考えたことが1つ。もう1つは、このコストの中には広い意味で言えば事故対策の様々なコストも含まれるわけです。そしてその問題に我が国はこれから正に直面をします。そういったことも含めてコストを明らかにする中で、今後の原子力発電の議論を行うべきだろうということで、こういう記述にしております。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。19項目の事故に関するコミュニケーションということで、リスクの見通しまで十分に示してこなかったためということなんですけれども、特にSPEEDIあるいは放射性物質の拡散の予想については、リスクの見通しまで十分に示してこなかったというより、現実に分かっていることを隠していたのではないかという疑いを持っているんですが、前も聞きましたけれども、SPEEDIがなぜ生かせなかったのかということと、特に15日以降、北西方向の汚染状況について住民への周知がなぜ遅れたのかという点について、この報告ではこの程度の記述なんだろうというのが1つ。もう1つはチェルノブイリの事故の関連で、あの当時、チェルノブイリの事故はいろいろ教訓はとりましたけれども、ソビエトという特殊な国の特殊な原子炉の特殊な事故だということで、余り多くの教訓は得なかったように思いますが、事故の起こした国として世界の原子力発電所に対して、今回の事故から何を学ぶべきだと訴えたいと思いますか。

A：（細野補佐官）1点目でございますけれども、政府としてはあらゆる情報の公開には、本当にそこは積極的に取り組んでおりまして、データを隠していることはありません。ただ、それぞれの行政機関の中でそれぞれのやり方があって、結果として情報が開示されていなかった部分があったことについて

は、大変申し訳ないと思っております。SPEEDI のところの避難行動の参考に活用すべきであったというのは、今、石川さんが指摘をされた正にその部分を指しております。あのときに公開をされておれば、そういったことについて判断をある程度できたのではないかということ、正にここで書いていると御理解いただきたいと思えます。チェルノブイリの教訓なんですけれども、実際にはシビアアクシデントマネジメントに対する取組みはそのとき始まったり、当初は様々な取組みが日本でも行われたんです。ところが、必ずしもそれが長続きしなかった。あれだけの事故があった当初は様々なことについての検証が行われたんだと思えます。ただ、それが本当の意味で持続をして、具体的な成果につながったかと言われれば、そこは私も疑問の余地があると考えます。ですから、今回の東京電力の福島事故というのは、そういう形に終わらせてはならない。24 番のところを書いてありますけれども、具体的にはそこで教訓として出てきているシビアアクシデントのマネジメントのやり方であるとか、更には起こり得る事象の分析であるとか、そういったことについては実際に国際機関の基準として採用すべきものは、その声を上げていくというのが端的にあらわれています。それと、できる限りこの教訓を早い段階で世界にお示しすることで、世界の世論も今であれば安全に取り組むべきだというのが圧倒的に多数を占めているわけですから、この報告書を出すこと自体が、世界に対する日本のメッセージになればという思いがございました。

○週刊ダイヤモンド 小島

Q：週刊ダイヤモンドの小島と申します。よろしく申し上げます。1 点目なんですけれども、非常に現時点で対応策というのが細かく書かれていると思うんですが、今後これは原子力政策は民間でやるべきなんでしょうか、国がやっていくべきなんでしょうか。細野補佐官にその御見解をお伺いしたいということと。あと、保安院さんから出された盛り土の崩壊で駄目になってしまった。ですから盛り土さえ調べればいいですよというふうにも読めるんですけども、そもそも私の認識ですと建築基準法では対応されず、技術基準で対応しているということで、その問題は見当たらないと書いてあるんですけども、当時から恐らく技術基準というのは改訂されているはずなんです、古い技術基準でもって使われたものが今でも大丈夫だと捉えてよろしいんでしょうか。不備はないんでしょうか。お教えてください。

A：（細野補佐官）この報告書で指摘をしておりますのは、特にアクシデントマ

ネジメントなどの規制においては、国の関与をもっと強めるべきであるというところまでです。ですから、その方向性は明確だと思えます。その先、つまり小島さんが指摘をされたような原子力発電という発電の事業そのものをどこがやるべきなのかという議論は、ここでは加えておりません。恐らく国民的な議論が行われる中でいろんな意見があると思えます。その中にはむしろそれは政府がもっと関与して、場合によっては直接やるべきではないかという意見も出てくる可能性はあると思えます。私自身も率直に個人的な意見ということで申し上げますと、そういう考え方があるということは理解をしながらも、果たしてどういう姿が理想なのかということについては、まだ定見はございません。そこはしっかり私自身、これだけ事故に深く関わりましたので、考えていきたいと思っています。

A：（保安院）保安院の関係について、今、担当課長から説明いたします。

（保安院）お答えしたいと思います。鉄塔の耐震性につきまして、今回は発電所に通じる電源線の1つで盛り土の崩壊ということで、地滑りで倒壊したんですが、それ以外の鉄塔については地震動においては倒壊はなかったということでありますので、その事実をもって今回の地震動に関して特に耐震性ということには問題は見当たらなかったということで、今回言っているのはその部分だけでございます。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりといいます。よろしく申し上げます。細野補佐官にお伺いしたいんですけれども、6月1日のIAEAの暫定報告書を読んだんですが、そこにIAEAの安全基準に即した独立性を確保した原子力管理制度を確立すべきという一文がありまして、これは名指しはしておりませんが、保安院と安全委員会のことを指すと思うんですが、この概要にはそれに関してどういう評価をしたか、どういう報告をされたかが載っておりませんでしたので、そのネット上に公開されているという全文にはひょっとしたら載っているのかもしれないんですけれども、それはどういう報告をされたのでしょうか。もう1点、西山審議官か細野補佐官かどちらにお聞きしたらいいかわからないんですが、この6月1日のIAEAの暫定報告書に関して、IAEAに東京電力と日本政府がどういう情報開示をしたのか明らかになっていないと思うんですけれども、それは公表されないのでしょうか。よろしく申し上げます。

A：（細野補佐官）後段の方なんですけれども、大変それは申し訳ないんですが、



IAEAに出している報告書ですので、日本側が勝手に公表するわけにはいきません。IAEAの方で公開をしていただく分には我々は全然問題ないんですが、そこは国際機関と国の関係ということがありますので、御理解をいただきたいと思います。ただ、そこで出している情報は全てここに入っていると思っていただいて結構です。ここに書いていないような伏せられた事実というのは存在しませんし、それについて何かIAEAだけに出したということは存在しませんので、この中に含まれているとお考えください。

Q：ありがとうございます。その伏せられた事実というより、どういう情報をもってIAEAが暫定報告書を出されたかというのが気になりますので、そうすればこの事故に関するコミュニケーションにもありますけれども、国際的なコミュニケーションとして透明性を確保するという意味でも、IAEAに出した情報がどういうものであったか、そしてIAEAがそれに対してどういう報告書を出して、日本政府がどういう報告書を出すかというのを知りたいんですけれども、それはもしよければIAEAに公開していただけるように依頼というのはできるのでしょうか。

A：(細野補佐官)そこは今や日本政府の情報ではなくてIAEAの情報なんです。ここには全部載っているんですけども、調査書という意味ではIAEAの情報ですので、私の方から責任を持って今、答えられる状況ではないものですから、すみません。前段の御質問なんですけれども、原子力規制の制度についての独立性であるとか、更には安全基準に沿ってという記述に関する今回の報告書での記述は、教訓の中の23番です。前段の部分でいろいろ書いてありますけれども、原子力安全・保安院の一次規制機関、更には安全委員会による一次行政機関の監視、更には自治体や文科省によるモニタリングといったことに分かれていて、十分な対応ができなかった。そのため、それを改めるという意味でまずは保安院を経産省から独立させて、この独立性というところが正に規制の独立性です。経産省はエネ庁も含みますから、エネ庁というのは原子力発電を推進する側なんです。規制する側と規制する側が同じ屋根の下に同居しているのはまずかろうということで独立をさせて、独立をさせたところに例えばモニタリングの機関である文部科学省の一部の在り方であるとか、安全委員会の一部の機能なんかもどうそれを実施体制そのものとして一元化していくのかどうかということも含めて、見直せるか考えるべきだというのがここでのメッセージです。ですから、ここはむしろ1対1の対の関係になると思っていただいて結構でございます。

Q：ありがとうございます。保安院を経産省から独立させるということは、保安院の所属しておられるメンバーも入れ替える、第三者にして独立させるということなんでしょうか。同じ方々だと余り独立させても意味がないような気がするんですけども。

A：（細野補佐官）そこまで踏み込むのは恐縮なんですけれども、採用は経済産業省として行っているんです。ですから保安院の人も元々経済産業省の人なんです。それは違う組織になれば別になりますから、そこは実は意味合いは小さくないんです。保安院という箱だけ行っても仕方がないので、当然人も行きますけれども、そこは違う組織の人になって、安全規制をしていくということですから、その意味合いは非常に大きなものがあると思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○レスポンス 中島

Q：レスポンスの中島です。汚染水についてなんですけれども、今後も収束への大きな課題となっていくと思うんですが、これについての教訓というのが言及されていないような気がしますけれども、それをあえて外した理由というのは何かあるんでしょうか。

A：（細野補佐官）教訓の中で言いますと、8番で水密性について書かれています。更には7番の原子力施設の汚染水の拡大を防ぐことはできなかったということで、配置の問題でもそのことを指摘しております。その汚染水が出てしまったからの対策としては7番、8番が教訓となります。一方で、それぞれの汚染水の処理の在り方についての事実は、例えば1号機であれば9ページに漏えいの問題が書いてありますし、2号機も同じく10ページに書いてありますので、それぞれ号機ごとに汚染水のことについても書かれておまして、決して軽視をしているわけではありません。

○フリー 木野

Q：フリーの木野です。細野さんにお伺いしたいのですが、先ほども1度あったんですけども、事故の過小評価をしているのではないかという部分で、メルトダウンという言葉の定義だけではなくて、汚染水が漏れる前に既にその状況が読めたのに、例えばタンクが用意されていなかったであるとか、ほかにも水棺の作業も含めて幾つか事象を軽く見たことで後手に回っている印象があるのですが、その辺のことについて記述がないように思うのですけれ

ども、その辺の認識はいかがでしょうか。

A：（細野補佐官） いろんな御批判はあると思うんです。対応がまっしぐらに 1 本線で行っていたわけではないので、正直言うといろいろと真っすぐ行かずにいろんな障害にぶつかりながら前に進んでいますので、そういう御批判はあると思うんです。私は事故の対応という意味では、もう少しリスクを含めてきっちり皆さんにお知らせする必要があったということは認めます。ただ、これまでやってきた事故の対応について極端に間違っただけ対応をしたとか、大変な過ちを犯した対応があったとか、そういうふうには実は思っていないんです。水も出さないような努力は現場も含めて懸命にしたんだけど、出さざるを得ない状況になってしまって、それを皆さんにお伝えできなかった。汚染水の状況も当初想定をした状況を超えていたんですが、これも水をそれこそかけて冷やさざるを得ない状況になっていたのは間違いありませんから、水をあのときにもう少し絞っていたらどうだったかと言えば、それはまた違う意味で深刻になった可能性があるんです。そういう意味では過小評価したことによって対応が誤った部分というのは、全て正しかったとまでは言いませんけれども、私は大きく誤ったとは思っていないんです。ですからそこはコミュニケーションのやり方として問題があったことは認めながら、1 歩 1 歩進んできたことについては、できるだけ丁寧に世界に対して御説明をするという考え方に立って、ロードマップをここで皆さんに説明する。皆さんには何度も国内では説明しているので今日は説明しませんでした、国際社会に対しては説明するというのが今の我々のとるべき姿勢ではないかと思っています。

Q：情報公開という意味では、現状は SPEEDI など政府の情報公開に関しては指摘されていると思うのですが、東京電力がどういった情報公開をしたかといったことに関しての評価はないのでしょうか。

A：（細野補佐官） これは政府の報告書ですので、主に政府の対応の様々な課題や問題点を書いています。ただ、東京電力も事故の対応という意味では大きな役割を担っているのは当然ありますので、報告書の中には例えばモニタリングのデータが最近になって出てきた事実であるとか、そういったことについては記述がございます。ただ、我々の方で政府として検証するということになる、どうしても政府の対応が主になるということで、今日はこういう御紹介になったということでございます。

○NHK 鈴木

Q : NHK の鈴木と申します。保安院の西山審議官に伺いたいのですが、主にシビアアクシデントの対応に対する措置の実施について伺いたいんですけれども、大きく言うと2点ございまして、1つはシビアアクシデントの際のアクシデントマネジメントの手順書を、各電力さんが自主的に作っていらっしゃるものがあると思うんですが、これは既に保安院の方で取り寄せていらっしゃるのか。例えばシビアアクシデントの際のアクシデントマネジメントに対して脆弱性があるとすれば、それは指摘し公表するつもりがありますかということが1つ目の質問です。これまで行われた緊急安全対策に関する評価なんですけれども、各電力さんの訓練等を拝見しますと、全交流電源喪失ということ想定した訓練をなさっているとはおっしゃるのですが、実際はクリティカルな部分は交流だけではなくて直流の部分もあるかと思えますし、ある電力さんの訓練を拝見すると所内の変電所に電源車を接続して、そこから建屋に電気を供給するという訓練をなさっていたんですけれども、福島第一原発で起こったような配電盤室、メタクラが水没するとその電力供給のシステムは成り立たないんですが、それをもって緊急安全対策がしっかりできているという御評価をなさっているという点については非常に疑問が残るんですけれども、特に電源系の確保について建屋の水密性を上げることはもちろんなんですけど、福島第一のような事象が起こったときの電源確保についての訓練の実施状況と、その評価をもう少し詳しくお聞かせください。

A : (保安院) 担当課長から答えます。

(保安院) まずアクシデントマネジメントについては、報告書にありますように原子力安全委員会の指摘を踏まえて、いわゆる法規制の外である自主的な取組みの中のアクシデントマネジメントは実施されております。それを国に提出をいただいた上で、国が妥当性を評価するという取組みを今までやってきたというのは従来の経緯であります。それに対してこの報告書の中では、そういう取組みは不十分であるという御指摘もいただいているところでございますので、そういった対応を通じて今後検討していくことが必要だろうと思っております。2つ目の緊急安全対策の電源の確保のところ、メタクラなどの直流電源が水没したら問題ではないかという御指摘であります。これは正にそのとおりでありまして、今回の緊急安全対策は主として電源車、ポンプ車の活用のことをお話しておりますが、私どもの発表しました資料を見させていただきますと、電源車、ポンプ車の対応に加えて緊急時にまずやるべきこととして浸水対策を実は挙げております。これは御指摘のありましたメタ

クラと呼ばれる電源関係、隔離時冷却系とかタービンの補助給水ポンプという緊急安全対策で動作を期待する設備については、水没してしまうと使えなくなってしまうので、そういう意味での浸水対策を実施してございます。この浸水対策の浸水の高さのレベルは御批判がありますけれども、福島第一の津波を想定しておおむね 15m 程度、土木学会の基準値プラス 9.5m と言った方が正確かもしれませんが、いずれかの値をもってやるということで、浸水対策は一応今回の緊急安全対策では講じられているところであります。津波といいますのは水撃力というのがありますので、水撃力に対する対策に関しては中長期の対策で防潮堤なり防波堤なり、あるいは防水壁といったもので対応するという 2 段階の対策になっていることを御理解いただければと思います。

Q：各電力さんが訓練をなさっている際に、実際こういうことをやってシビアアクシデント対策といいますか、緊急対策時は津波対策ということでおっしゃるんですけれども、福島第一原子力発電所の事象に対して、ここは対策できているけれども、ここはまだ対策できていないということを訓練のときに明確に提示していただかないと、地元の自治体の方、保安院の方はそんなことないと思うんですが、メディアの者としても若干誤解が生じている場合もありますので、福島第一原子力発電所の事象に対して、ここまでの対策はできているけれども、ここまでの対策は今後やっていくということを明確に各電力さんがおっしゃるように、指導していただくことはできませんでしょうか。

A：（保安院）まずできていることを申し上げますと、3月に実施しました緊急安全対策のうち、特に全交流電源対策があります。これは津波によりまして、あるいは地震もそうですが、全ての交流電源が失われた状態であって、かつ、津波によりまして海水の冷却系が失われた状態。この2つの状態を想定した上で原子炉を安定的に冷却するための対策。手段は電源車による電力供給とかポンプ車による水の供給でありますけれども、そういう最も厳しい条件である全ての交流電源、海水系、冷却系が全て失われた場合での原子炉の冷却対策というのが、まずできているというのがあると思います。もう1つ、浸水対策というのは先ほど申しましたのは一定の高さの浸水対策ができております。ただ、現時点でできていませんのは先ほど言いつた中長期対策です。電源の確保というのは必要最小限のところは今、申しました電源車で確保することが体制としてできておりますけれども、中長期的には必要最小限のみならず、主要な設備までまかなうことができる非常用の大型電源、これは海

水系を使わない空冷式で高台で津波の影響を受けないような非常用の発電設備、これは1～2年程度かかりますので、まだこれは対応できておりません。津波の防護対策という意味でも、先ほど申しましたように水撃力のある津波に対する発電所の防護という観点から見ましたときには、まだ防潮堤とか防護壁といったものはこれから整備をしていかなければいけないという問題だろうかと思います。今回の事故の大きな原因では、電源喪失が1つの大きな要因になっておりますので、電源の信頼性という意味では今日御説明いたしましたように、外部電源の信頼性の対策、この対策の評価などは終わっておりますが、実際に送電線の強化をするなり、開閉所の津波対策というのは正にこれから着手をいたしまして対応するものでございます。そういったところができているものと、できていないものという形であろうかと思っております。

#### ○司会

どうもありがとうございます。先ほど1号機に関して御質問があった件につきまして、広瀬内閣府参与の方から補足の説明をいただきます。

#### ○内閣府

内閣府本府参与の広瀬でございます。細野補佐官の下でこの仕事を手伝わせていただきました。1号機でございますが、非常用復水器は基本的には交流電源がなくても自然循環で動くものですが、この報告書をまとめるに当たりまして使いました保安院の解析においては、この非常用復水器はほとんど機能しなかったという前提で解析をいたしております。8ページに書いてございますとおり、非常用復水器はこういう時間で止めて、またその後も動かしたということでございますけれども、9ページの1番上の1行、2行を御覧いただきたいんですが、炉心の状態ということで、15時37分の全交流電源喪失時に炉心への注水が停止してから、12日5時46分の淡水注水を開始するまでの4時間9分にわたって、炉心への注水が停止していたということで解析をし、この状況を見ております。すなわち、全交流電源喪失の後でもICの操作というのは行われていて、場合によっては水が入っていたかもしれないということで操作はやられたかと思うんですけれども、実際にいろいろ解析をしてみますとICは実はほとんど機能せずに、全交流電源喪失時以降、注水は停止したということで解析をするのが妥当であるという保安院の解析で、この報告書をまとめるに当たりまして、そのことが妥当であるということで報告書に書いておるといことでございます。

○細野補佐官

すみません、長くなってしまって。最後に、もう既に IAEA には報告書を提出しております、各国には情報は行っているんですが、やはり特に近隣諸国、更には今回様々な支援をいただいた国々に対しては、できる限り丁寧な説明をしていきたいと考えております。したがって、私は明日からはまずは近隣諸国から大使館に行って、1つ1つできるだけ日本のこれまでの考え方というのを説明する時間を、最大限作っていきたいと思っております。それを受けまして、9～15 日までは私はこの報告書の説明と、これまでの諸外国の協力に対する感謝の意を伝えることも含めて、米国、更には英国、フランスへ訪問することを予定しております。したがって、大変申し訳ないんですけども、あさってからのこの期間はしばらくの間、統合会見そのものは休ませていただいて、それぞれの担当部局ごとの記者会見ということで、皆さんに御参加をいただければと思います。遅くなりました。長時間ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○司会

大変ありがとうございました。以上をもちまして記者会見を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。